



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次

（取扱課室名） ページ

○ 告示

639	特定病院の認定	（こころの健康推進課）.....	1
640	道路の供用開始	（道路保全課）.....	1
641	道路の位置の指定	（都市政策課）.....	1
642	〃	（ 〃 ）.....	2
643	〃	（ 〃 ）.....	2
644	一般競争入札による落札者の決定	（教育委員会）.....	2

○ 公告

和歌山県視聴覚障害者情報提供施設（和歌山県点字図書館）における指定管理者の募集		（障害福祉課）.....	3
和歌山県視聴覚障害者情報提供施設（和歌山県聴覚障害者情報センター）における指定管理者の募集		（ 〃 ）.....	6

告 示

和歌山県告示第639号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第21条第4項後段及び第33条第3項後段の規定による特例措置をとることができる精神科病院として、次のとおり認定した。

令和7年8月5日

和歌山県知事 宮 崎 泉

名 称	所 在 地	認定期間
紀南こころの医療センター	和歌山県田辺市たきない町25番1号	令和7年7月24日～令和10年7月23日

和歌山県告示第640号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年8月5日

和歌山県知事 宮 崎 泉

道路の種類 県道

路線名 上轡湊那賀線

供用開始の区間 紀の川市赤沼田字向峯448番3地先から同市赤沼田字向峯433番2地先まで

供用開始の期日 令和7年8月5日

和歌山県告示第641号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和7年8月5日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3686	岩出市波分字志賀野235番の一部、238番の一部	和歌山市元博労町26番地 株式会社栄産業 代表取締役 川上裕太郎	令和 7. 7. 22	6. 00～6. 33	64. 38
				6. 00	31. 72
				6. 00	29. 83

和歌山県告示第642号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和7年8月5日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3690	岩出市曾屋字久保112番1の一部、113番1の一部	和歌山市中之島1518番地 中之島801ビル5階 ヤマイチ・ユニハイムエステート株式会社 代表取締役 山田茂	令和 7. 7. 22	6. 00	39. 62
				6. 00	25. 23

和歌山県告示第643号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和7年8月5日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3702	田辺市秋津町字西八町176番1の一部	田辺市栄町45番地 株式会社山幸 代表取締役 杉若貴之	令和 7. 7. 22	6. 00	61. 50

和歌山県告示第644号

令和7年度URLフィルタリングサービス提供業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和7年8月5日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
令和7年度URLフィルタリングサービス提供業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県教育庁教育総務局教育政策課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

3 落札者を決定した日

令和7年6月26日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社オペテージ

大阪府大阪市中央区城見二丁目1番5号

5 落札金額

133,091,090円（うち消費税及び地方消費税の額12,099,190円）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日

令和7年5月16日

公 告

公 告

県が設置する和歌山県視聴覚障害者情報提供施設（和歌山県点字図書館）における指定管理者を次のとおり募集するので公告する。

令和7年8月5日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設（以下「施設」という。）の概要

(1) 名称 和歌山県視聴覚障害者情報提供施設のうち和歌山県点字図書館

(2) 所在地 和歌山市手平二丁目1番2号 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛5階

(3) 規模等

ア 延床面積 360.52㎡

イ 施設 閲覧室、録音室、印刷室、相談室兼聴読室、点字図書用書庫兼発送室、音訳図書用書庫、研修室、事務室及び更衣室

2 指定管理者が行う業務

(1) 施設の運営に関する業務

(2) 施設の維持管理に関する業務

(3) その他和歌山県視聴覚障害者情報提供施設（和歌山県点字図書館）指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）に記載する業務

3 指定の予定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

4 申請資格

申請資格を有する者は、次の各号に掲げる条件を全て満たす法人その他の団体（複数の団体から構成される共同体（以下「コンソーシアム」という。）を含む。5において「団体」という。）とする。

(1) 指定期間中、安全かつ円滑に施設を運営管理し、かつ、和歌山県視聴覚障害者情報提供施設設置及び管理条例（平成28年和歌山県条例第58号）に規定する設置目的をより効果的かつ効率的に達成することができること。

(2) コンソーシアムによる申請の場合は、コンソーシアムの名称を設定し、代表となる団体を選定すること。

(3) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことができない。

(4) 6 (2) に定める現地説明会に参加していること。

なお、コンソーシアムによる申請の場合は、その代表となる団体が現地説明会に参加していること。

5 失格事項

次の各号のいずれかに該当する団体は、指定管理者として指定しない。

なお、構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するコンソーシアムについても同様とする。ただし、(1) については、コンソーシアムを代表する構成員にのみ適用する。

(1) 申請時点で、県内に事務所又は事業所を有しないもの

(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により本県から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過していないもの

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当するもの

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされているもの、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされているもの、破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされているもの又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づき、整理開始の命令を受けているもの

(5) 国、地方公共団体その他の公共団体（以下「公共機関」という。）の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した罪により刑が確定したもの。ただし、その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなったものを除く。

(6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがあるもの

(7) 役員等（団体の役員、顧問、相談役及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上を出資している者（個人である者に限る。）をいう。）又は従たる事務所等（当該団体の所在地以外の事務所又は事業所をいう。）の代表者その他団体の運営に実質的に関与している者が、次のいずれかに該当し、又は将来にわたって該当しないことが確約できないもの

ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められる者

イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、和歌山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等を利用するなどしている者

ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与している者

エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

オ 暴力団又は暴力団員等であると知りながら不当に利用するなどしている者

(8) 和歌山県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目、消費税又は地方消費税について未納があるもの

(9) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（令和7年4月1日制定。以下「停止要領」という。）の規定による入札参加資格の停止措置を受けているもの

(10) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号）に基づく競争入札に参加する資格を有しない団体であって、停止要領別表第1又は別表第2の各項に規定する入札参加資格の停止理由に該当するもの

(11) 県内の公共機関が執行する入札（指定管理者の指定を含む。）に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくはさせ、又は暴力を用い、若しくは用いさせるもの

(12) 県の入札制度又は指定管理者制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度又は指定管理者制度の信用を毀損し、又は毀損させるもの

(13) (11) 又は (12) のいずれかに該当する団体となった日から1年を経過しないもの

- (14) この公告において定められた申請締切日を徒過して申請し、複数の申請書を提出し、又は県の承認なく申請書等の内容を変更したもの
- (15) 事業計画の内容が、次のいずれかに該当すると認められたもの
- ア 県民の平等な利用の確保ができないもの
 - イ 県が指定する業務について、その要求水準を満たすことができないもの
 - ウ 評価点が100点満点中60点に満たなかったもの
- 6 募集要項及び現地説明会に関する事項
- (1) 募集要項の配布
- ア 配布期間 令和7年8月5日（火）から同月19日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
 - イ 配布場所 和歌山県福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課
和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁北別館1階
- (2) 現地説明会
- ア 日時 令和7年8月25日（月）午後2時
 - イ 場所 和歌山市手平二丁目1番2号 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛5階 研修室1
 - ウ 内容 募集要項等の説明及び現地見学
- (3) 現地説明会の参加手続
- 現地説明会の参加希望者は、次により説明会参加申出書を作成し、提出すること。
- ア 参加申出書の配布
 - （ア）配布期間 （1）アに同じ。
 - （イ）配布場所 （1）イに同じ。
 - イ 参加申出書の提出方法
 - （ア）提出期間 （1）アに同じ。
 - （イ）提出場所 （1）イに同じ。
 - （ウ）提出方法 持参、郵送又はファクシミリ
- (4) 申請に係る質問等
- ア 期間 令和7年8月5日（火）から同月26日（火）まで
 - イ 回答日 令和7年9月1日（月）
 - ウ 注意事項
 - （ア）口頭による質問には回答を行わない。
 - （イ）質問を行った者に対する個別の回答は行わず、県ホームページに登載する形式で一斉に回答する。
- (5) 申請受付期間等
- ア 期間 令和7年9月2日（火）から同月16日（火）まで
 - イ 選定結果の通知及び公表 令和7年11月上旬
- (6) 指定管理者としての指定
- 令和8年1月上旬（予定）
- 7 問合せ先
- 和歌山県福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課
- 〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地
- 電話番号 073-441-2514
- ファクシミリ番号 073-432-5567

公 告

県が設置する和歌山県視聴覚障害者情報提供施設（和歌山県聴覚障害者情報センター）における指定管理者を次のとおり募集するので公告する。

令和7年8月5日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設（以下「施設」という。）の概要

(1) 名称 和歌山県視聴覚障害者情報提供施設のうち和歌山県聴覚障害者情報センター

(2) 所在地 和歌山市手平二丁目1番2号 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛6階

(3) 規模等

ア 延床面積 308.47㎡

イ 施設 交流サロン（貸出利用室兼情報機器利用室兼発送室）、スタジオ（試写室兼製作室）、相談室、研修室兼会議室、事務室及び機材収納室

2 指定管理者が行う業務

(1) 施設の運営に関する業務

(2) 施設の維持管理に関する業務

(3) その他和歌山県視聴覚障害者情報提供施設（和歌山県聴覚障害者情報センター）指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）に記載する業務

3 指定の予定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

4 申請資格

申請資格を有する者は、次の各号に掲げる条件を全て満たす法人その他の団体（複数の団体から構成される共同体（以下「コンソーシアム」という。）を含む。5において「団体」という。）とする。

(1) 指定期間中、安全かつ円滑に施設を運営管理し、かつ、和歌山県視聴覚障害者情報提供施設設置及び管理条例（平成28年和歌山県条例第58号）に規定する設置目的をより効果的かつ効率的に達成することができること。

(2) コンソーシアムによる申請の場合は、コンソーシアムの名称を設定し、代表となる団体を選定すること。

(3) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことができない。

(4) 6（2）に定める現地説明会に参加していること。

なお、コンソーシアムによる申請の場合は、その代表となる団体が現地説明会に参加していること。

5 失格事項

次の各号のいずれかに該当する団体は、指定管理者として指定しない。

なお、構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するコンソーシアムについても同様とする。ただし、（1）については、コンソーシアムを代表する構成員にのみ適用する。

(1) 申請時点で、県内に事務所又は事業所を有しないもの

(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により本県から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過していないもの

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当するもの

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされているもの、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされているもの、破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされているもの又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づき、整理開始の命令を受けているもの

- (5) 国、地方公共団体その他の公共団体（以下「公共機関」という。）の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した罪により刑が確定したもの。ただし、その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなったものを除く。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがあるもの
- (7) 役員等（団体の役員、顧問、相談役及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上を出資している者（個人である者に限る。）をいう。）又は従たる事務所等（当該団体の所在地以外の事務所又は事業所をいう。）の代表者その他団体の運営に実質的に関与している者が、次のいずれかに該当し、又は将来にわたって該当しないことが確約できないもの
- ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められる者
- イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、和歌山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等を利用するなどしている者
- ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与している者
- エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- オ 暴力団又は暴力団員等であると知りながら不当に利用するなどしている者
- (8) 和歌山県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目、消費税又は地方消費税について未納があるもの
- (9) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（令和7年4月1日制定。以下「停止要領」という。）の規定による入札参加資格の停止措置を受けているもの
- (10) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号）に基づく競争入札に参加する資格を有しない団体であつて、停止要領別表第1又は別表第2の各項に規定する入札参加資格の停止理由に該当するもの
- (11) 県内の公共機関が執行する入札（指定管理者の指定を含む。）に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくはさせ、又は暴力を用い、若しくは用いさせるもの
- (12) 県の入札制度又は指定管理者制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度又は指定管理者制度の信用を毀損し、又は毀損させるもの
- (13) (11) 又は (12) のいずれかに該当する団体となった日から1年を経過しないもの
- (14) この公告において定められた申請締切日を徒過して申請し、複数の申請書を提出し、又は県の承認なく申請書等の内容を変更したもの
- (15) 事業計画の内容が、次のいずれかに該当すると認められたもの
- ア 県民の平等な利用の確保ができないもの
- イ 県が指定する業務について、その要求水準を満たすことができないもの
- ウ 評価点が100点満点中60点に満たなかったもの

6 募集要項及び現地説明会に関する事項

(1) 募集要項の配布

- ア 配布期間 令和7年8月5日（火）から同月19日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- イ 配布場所 和歌山県福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課
和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁北別館1階

(2) 現地説明会

- ア 日時 令和7年8月25日（月）午後4時

イ 場所 和歌山市手平二丁目1番2号 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛6階 研修室2・3

ウ 内容 募集要項等の説明及び現地見学

(3) 現地説明会の参加手続

現地説明会の参加希望者は、次により説明会参加申出書を作成し、提出すること。

ア 参加申出書の配布

(ア) 配布期間 (1) アに同じ。

(イ) 配布場所 (1) イに同じ。

イ 参加申出書の提出方法

(ア) 提出期間 (1) アに同じ。

(イ) 提出場所 (1) イに同じ。

(ウ) 提出方法 持参、郵送又はファクシミリ

(4) 申請に係る質問等

ア 期間 令和7年8月5日（火）から同月26日（火）まで

イ 回答日 令和7年9月1日（月）

ウ 注意事項

(ア) 口頭による質問には回答を行わない。

(イ) 質問を行った者に対する個別の回答は行わず、県ホームページに登載する形式で一斉に回答する。

(5) 申請受付期間等

ア 期間 令和7年9月2日（火）から同月16日（火）まで

イ 選定結果の通知及び公表 令和7年11月上旬

(6) 指定管理者としての指定

令和8年1月上旬（予定）

7 問合せ先

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2514

ファクシミリ番号 073-432-5567